

公告第 4 号
令和 7 年 8 月 29 日

パーソルキャリア健康保険組合
理事長 松丸 友生



規程の一部改訂について

パーソルキャリア健康保険組合の規程の一部を別添のとおり改訂しましたので、公告いたします。

記

改訂した規程

- ・監事監査規程
- ・会計事務取扱規程

改訂趣旨

- ・監事監査規程

令和 6 年 12 月 17 日付で厚生労働省保険局保険課長から発出された通知により自己点検シートが改訂されたことに伴い、監事監査規程別紙の監査報告(通知)書が改訂されました。

- ・会計事務取扱規程

令和 7 年 6 月 12 日に「『健康保険組合における会計及び財産管理事務の取扱いについて』の一部改正について」(厚生労働省保険局保険課課長通知)が発出され、随意契約に係る内容について改正が行われたことにより、健保組合においても随意契約が認められる基準が見直され、規程が改訂されました。

具体的内容について

- ・別紙「新旧条文対照表」のとおり

以上

監査規程 新旧対照表 (令和7年5月30日改訂)

新

旧

(別紙様式)

健康保険組合監査報告（通知）書

令和〇年〇月〇日

〇〇健康保険組合
〇〇健康保険組合理事長

殿

監事 選定議員氏名
〃 互選議員氏名

令和〇年〇月〇日当組合の本部（〇〇支部）の監査を実施したところ、その結果は、
下記のとおりであったので、報告（通知）する。

項目	評価	摘要
1～12 （略）		
13. 適用に関すること		
(1)～(3) （略）		
(4) 資格確認書（令和7年12月1日までは被保険者証を含む。以下同じ）の保管・交付・回収	適・否	
(5)～(9) （略）		
(10) 資格確認書の検認等について	適・否	
(11)～(12) （略）		
14. 保険給付に関すること		
(1)～(2) （略）		
(3) 第三者行為の給付に関する求償状況	適・否・不該当	
(4) （略）		
15 （略）		
16. 医療費適正化対策の状況		
(1) （略）		
(2) レセプト点検等の実施状況	適・否	
(3) （略）		
(4) 柔道整復師に係る療養費の点検等の実施状況	適・否	
17. 公告の取扱い		
(1) 公告の取扱い	適・否	
18～19 （略）		

(別紙様式)

健康保険組合監査報告（通知）書

令和〇年〇月〇日

〇〇健康保険組合
〇〇健康保険組合理事長

殿

監事 選定議員氏名
〃 互選議員氏名

令和〇年〇月〇日当組合の本部（〇〇支部）の監査を実施したところ、その結果は、
下記のとおりであったので、報告（通知）する。

項目	評価	摘要
1～12 （略）		
13. 適用に関すること		
(1)～(3) （略）		
(4) 被保険者証の保管・交付・回収	適・否	
(5)～(9) （略）		
(10) 被保険者証の検認等について	適・否	
(11)～(12) （略）		
14. 保険給付に関すること		
(1)～(2) （略）		
(3) 第三者行為の給付に関する求償状況	適・否	
(4) （略）		
15 （略）		
16. 医療費適正化対策の状況		
(1) （略）	適・否	
(2) レセプト点検等の実施状況	適・否・不該当	
(3) （略）		
(4) 柔道整復師に係る療養費の点検等の実施状況	適・否・不該当	
17. 公告の取扱い		
(1) 公告の取扱い	適・否・不該当	
18～19 （略）		

新	旧
第1～4条 (略) (帳簿の備付) 第5条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 (略) 人事関係 一 賃金台帳 二 源泉徴収簿	第1～4条 (略) (帳簿の備付) 第5条 この組合は、次の会計帳簿を備える。 出納関係 (略) 財務関係 (略) 徴収関係 (略) 人事関係 一 給与支払明細簿 二 源泉徴収簿
第6～36条 (略) (契約の方法) 第36条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。 2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、原則として2者以上から見積書を徴したうえで、随意契約としても差し支えないものとする。 一～二 (略) 三 予定価格が400万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 四 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が150万円を超えない物件を借り入れるとき。 六 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき。 七 予定賃賃料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき。 八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき。 九 (略) 3 (略)	第6～35条 (略) (契約の方法) 第36条 売買、貸借、請負、その他の契約をする場合は、あらかじめ契約しようとする事項の予定価格を定め、競争入札としなければならない。 2 競争入札とすることが明らかに不利と認められる場合のほか、次に掲げる事例のような場合には、原則として2者以上から見積書を徴したうえで、随意契約としても差し支えないものとする。 一～二 (略) 三 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき。 四 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき。 五 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき。 六 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき。 七 予定賃賃料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき。 八 財産の売買及び物件の賃貸以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき。 九 (略) 3 (略)

(契約書の作成) 第37条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が<u>250</u>万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。 一～三 (略) 四 <u>契約保証金</u> 五～九 (略) 第37～39条 (略) (物品の定義) 第40条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。 2 (略) 3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器<u>材</u>、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時<u>日</u>に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。 第41～52条 (略)	(契約書の作成) 第37条 前条に基づき契約を行う場合は、次の事項を詳細に記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約金額が<u>150</u>万円を超えない場合（法令及び通知並びに他の規程に契約書の作成又は契約書への記載の指示について規定されている場合を除く。）は、契約書の作成を省略することができる。 一～三 (略) 四 <u>補償金額</u> 五～九 (略) 第37～39条 (略) (物品の定義) 第40条 この章において物品とは、組合の所有に属する備品（固定資産を除く）及び消耗品をいう。 2 (略) 3 消耗品とは、事務用器具機械類その他の設備品で耐用年数が1年未満のものまたは取得価格が5万円未満のもの、事務用消耗品、消耗器<u>材</u>、役職員のための新聞雑誌、パンフレット類の図書をいう。その他、短時<u>的</u>に消耗しないが、その性質が長期使用の適しないもの及び器具機械として整理しがたいものをいう。 第41～52条 (略)
---	--